

飼養衛生管理基準の一斉点検について

家畜伝染病予防法施行規則が一部改正され、新たな飼養衛生管理基準が公布され、家畜伝染病予防法第12条3の3の規定に基づく飼養衛生管理指導等指針の一部が変更になりました。

併せて、国から次のとおり一斉点検を行うように通知がありましたので、期限までに報告をお願いいたします。(※今後、四半期毎の報告が必要になりました。)

豚及びいのししの飼養農場の飼養衛生管理者においては、11月中に別紙7項目の遵守状況を点検し、当所あてに報告をお願いします。

【改正の概要】

○飼養衛生管理基準

- ・都道府県における飼養衛生管理指導等計画の策定を追記
- ・大規模農場における、畜舎毎の担当の飼養衛生管理者の配置を新設
- ・家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜の所有者は、対応計画を策定する項目を新設【R5.4.1から施行】
- ・「埋却等の準備」に代え、「埋却等に備えた措置」として、埋却地又は焼却施設を確保することとし、これらが困難な場合は代替措置として埋却、焼却、化製に係る都道府県が求める取組を実施することを規定。

○飼養衛生管理指導等指針

- ・都道府県は、家畜の所有者における埋却地の確保が困難な場合の措置を家畜の所有者と共同して対応することを追記
- ・命令違反時は、都道府県が原則公表することを追記 他

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷 3658

TEL 046-238-9111 ファクシミリ 046-238-9124



令和 年 月 日

県中央家畜保健衛生所 行
(FAX : 046 (238) 9124)

飼養農場名 : _____

報告者名 : _____

飼養衛生管理基準の自己チェック表 (11月分)

| 項目 | 遵守状況に ○をしてください |
|---|-------------------|
| ①衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 (消毒機器を携行して消毒を実施している場合及び管理区域専用の手袋を実施している場合も OK) | ○・× |
| ②衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (防護服やブーツカバー等でも OK) | ○・× |
| ③衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 (車両内での交差汚染対策も含む) | ○・× |
| ④畜舎に立ち入る者の手指消毒 (畜舎専用の手袋の着用も OK) | ○・× |
| ⑤畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (屋根や壁のある通路等において消毒を実施し、衣服又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎外の移動は OK) | ○・× |
| ⑥畜舎外での病原体の汚染防止 (畜舎間の豚の移動時にケージ等の使用や畜舎間通路の消毒の実施、畜舎持込みの際の消毒の実施等) | ○・× |
| ⑦衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (敷地内不要物の処分や除草及び消毒の実施) | ○・× |

ご不明な点がございましたら、当所までお問合せください。

報告期限 : 11月30日 (火) 必着

※メールで回答する場合は、次のアドレスに項目番号と○×を記載してお送り
いただいても結構です。 ➡ boueki@pref.kanagawa.jp